

○専決処分事項の指定について

(令和6年2月20日可決)

専決処分事項の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第292条の規定により準用される法第180条第1項の規定に基づき、専決処分事項を次のように指定する。

- 1 弘前地区環境整備事務組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年弘前地区環境整備事務組合条例第1号）の規定による契約で、契約を締結した後、設計変更等により契約金額の100分の5に相当する金額の範囲内で契約金額を変更すること及び契約の履行期限を変更すること。
- 2 法律上その義務に属する損害賠償に係る法第96条第1項第12号に規定する和解（訴訟に係るものを除く。）及び同項第13号に規定する損害賠償の額の決定で、一件の損害賠償額が50万円（自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）の適用を受けるものにあつては、この金額に同法の規定により支払われる保険金の額を合計して得た金額）以下のもの。
- 3 法第286条第1項及び第290条の規定に基づき、弘前地区環境整備事務組合議会の議決に付すべき青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数又は名称に係る青森県市町村総合事務組合同規約（平成19年青森県指令第623号）の変更に関すること。